

令和7年1月21日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 俵屋観光 (法人番号：9090001012176) 代表者 望月 千代子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南巨摩郡早川町高住621 (本社営業所) 山梨県南巨摩郡早川町高住621
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年9月26日、令和5年10月24日及び令和5年11月9日、長期間監査未実施であること端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項)、(3)運行基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(4)運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(7)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)